

16. 東北学院大学教養学部履修細則

2020年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、2020年度東北学院大学（以下「本学」という。）教養学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(授業期間)

第2条 授業は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年の授業 1年間継続の授業
- (2) 前期完結の授業 前期開講前期完結の授業
- (3) 後期完結の授業 後期開講後期完結の授業
- (4) 連続授業及び集中講義等

(授業科目)

第3条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの「免許及び資格関係科目等」）

(配当年次の履修)

第4条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

(開 講)

第5条 開設した授業科目は、全て開講することを原則とする。ただし、年度により開講しないことがある。

- 2 授業科目の授業時間は、別に定める。

(受 講)

第6条 同一授業時間に複数の授業科目を受講することはできない。

(受講の制限)

第7条 授業科目は、内容及び教室の都合により受講資格の限定又は受講人数の制限をすることがある。

(選択受講及び授業の指定)

第8条 同一授業科目が、2つ以上開講されているときは、いずれかを選択して受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき授業科目を特に指定しているときは、この限りでない。

(学年次履修登録制限)

第9条 履修登録をすることができる単位数は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1学年 44単位以下
- (2) 第2学年 44単位以下

- (3) 第3学年 44単位以下

- (4) 第4学年 48単位以下

2 「外国語科目第3類」及び「免許及び資格関係科目」に関しては、前項の制限単位には含めない。

3 編入学生、転学部生及び転学科生は、適切な指導を受けた上で、第1項の制限を超えて48単位まで履修登録をすることができる。

4 学則第24条の3、学則第24条の4及び学則第24条の5の規定により修得した単位の取扱いについては、前項の制限単位に含めない。

(履修登録)

第10条 受講のためには、定められた期間に履修登録を行わなければならない。

2 正当な理由がないにもかかわらず、前項の期間内に履修登録しない者は、受講することができない。

3 履修登録されていない授業科目を受講し、かつ、単位取得に相当する成績を収めたとしても無効となる。

4 同一授業科目を同時に2つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第11条 履修登録の修正及び履修辞退については、東北学院大学履修規程を適用する。

(単位の認定)

第12条 単位は、学則第35条に基づき認定する。

- 2 一度単位を修得した授業科目を再度受講しても単位は認めない。

(卒業の要件)

第13条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同別表第2の「履修方法」に従い、各学科とも合計124単位以上を修得しなければならない。

(教職課程)

第14条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(資 格)

第15条 社会教育主事の資格を得るためには、学則第31条の2別表第4の3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

2 日本語教員基礎資格を得るためには、学則別表第2の履修方法の備考(3)に従い、所定の単位を修得しなければならない。

3 人間科学科において、公認心理師受験資格要件を充足しようとする者は、人間科学科の学則別表第2の履修方法の備考(4)に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(転学部、転学科、復学、再入学者及び年度を越えて復籍をした者の履修)

第16条 転学部、転学科、再入学者及び年度を越えて復籍をした者の履修については、当該年次の学科課程表及び細則を適用する。

- 2 休学者が復学した場合は、休学した年次の学科課程表及び細則を適用する。

(編入学生の履修)

第17条 編入学生の履修については、編入学年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 第2学年次編入学生の単位認定は、別表1に定める。
- 3 第3学年次編入学生の単位認定は、別表2に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 在学中の単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、学則第24条の3第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、学則第24条の4及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(新入生の既修得単位の認定)

第19条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに教養学部の第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、学則第24条第4項により認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第20条 本学が指定する英語の検定試験で一定の成績を修めた者が、所定の期間内に所定の手続に従って単位認定の申請手続を行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、外国語科目第1類英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA及び英語ⅡBのうち未履修科目2単位まで単位を与えることができる。この場合において、単位認定された科目の成績評価は、別表3に基づき行う。

- 2 前項に定める申請は、申請を受け付ける月の1日から遡って24か月以内に認定された検定試験に限り、在学中1度のみとする。ただし、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受験

日を認定日とみなすことができる。

- 3 第1項に基づいて1年次に英語ⅡA及び英語ⅡBの単位が認められた場合は、2年次の履修科目登録において、登録上限単位数にこの2科目の単位を含めないものとする。

- 4 第1項に定める英語検定試験以外の各種技能検定などにおいて一定の成績を修めた者が、所定の期間内に所定の手続に従って単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において、対象とする各種技能検定については別表4のとおりとする。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第21条 外国人留学生及び帰国生の非専門科目の履修については、学則第21条別表第2の「履修方法」に従い、その一定範囲の単位を外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

(大学院科目の履修)

第22条 教養学部の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院人間情報学研究科の講義科目（当該年度開講科目に限る）を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院人間情報学研究科に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、別に定める。

(改 廃)

第23条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日改正第149号）

この細則は、2021年10月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（令和●年●月●日改正第●号）

この細則は、2023年4月1日から施行する。

別表1 第2学年次編入学生の単位認定は次のとおりとする（第17条第2項関係）

人間科学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
		東北学院の歴史				
	小 計		38	16	22	
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類	4	2	2		
	第2類	2	2	0		
	小 計	6	4	2		
学部共通科目		14	4	10		
学科専門科目	基礎科目	12	0	12		
	研究方法科目	8	0	8		
	専門科目	26	0	26		
	基礎科目	8	0	8		
	研究方法科目					
	専門科目					
	専門関連科目					
小 計		54	0	54		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		10	6	4		
合 計		124	30	94		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

言語文化学科			包括30単位				
科 目 区 分		卒業要件単位	包括認定単位	編入後に修得が必要な卒業単位			
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	4	6		
		知的基礎	10	6	4		
	学科教養科目	人文系	4	18	2	2	12
		社会系	4		2	2	
		自然系	4		2	2	
		東北学院の歴史					
	小 計		38	16	22		
地域教育科目		2	0	2			
外国語科目	第1 類	4	2	2			
	第2 類	8	8	0			
	小 計	12	10	2			
学部共通科目		14	0	14			
学科専門科目	基礎科目	10	0	10			
	外国語専門科目	8	0	8			
	専門科目	2	0	2			
	基礎科目	26	0	26			
	外国語専門科目						
	専門科目						
	小 計		46	0	46		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1 類及び第2 類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目 合 計		12	4	8			
		124	30	94			

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

情報科学科			包括30単位		
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6
		知的基礎	10	6	4
	学科教養科目	人文系	4	2	2
		社会系	4	2	2
		自然系	4	2	2
		東北学院の歴史			
	小 計		38	16	22
地域教育科目		2	0	2	
外国語科目	第1類	4	2	2	
	第2類	2	2	0	
	小 計	6	4	2	
学部共通科目		14	2	12	
学科専門科目	基礎科目	22	0	22	
	専門科目	30	0	30	
	小 計	52	0	52	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			12	8	4
合 計			124	30	94

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

地域構想学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
		東北学院の歴史				
	小 計		38	16	22	
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類	4	2	2		
	第2類	2	2	0		
	小 計	6	4	2		
学部共通科目		14	2	12		
学科専門科目	基礎科目	16	0	16		
	領域専門科目	20	0	20		
	実習科目	6	0	6		
	基礎科目	10	2	8		
	領域専門科目					
	実習科目					
	専門関連科目					
小 計		52	2	50		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		12	6	6		
合 計		124	30	94		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

別表2 第3学年次編入学生の単位認定は次のとおりとする（第17条第3項関係）

人間科学科			包括62単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	8	2	
		知的基礎	10	10	0	
	学科教養科目	人文系	4	4 4 4 4	18	0
		社会系	4			
		自然系	4			
		東北学院の歴史				
	小 計		38	36	2	
地域教育科目		2	2	0		
外国語科目	第1類	4	4	0		
	第2類	2	2	0		
	小 計		6	6	0	
学部共通科目		14	6	8		
学科専門科目	基礎科目	12	0	12		
	研究方法科目	8	0	8		
	専門科目	26	0	26		
	基礎科目	8	2	6		
	研究方法科目					
	専門科目					
	専門関連科目					
小 計		54	2	52		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		10	10	0		
合 計		124	62	62		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

言語文化学科			包括62単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	8	2	
		知的基礎	10	10	0	
	学科教養科目	人文系	4	18	4	0
		社会系	4		4	
		自然系	4		4	
		東北学院の歴史				
小 計		38	36	2		
地域教育科目			2	2	0	
外国語科目	第1 類		4	4	0	
	第2 類		8	8	0	
	小 計		12	12	0	
学部共通科目			14	4	10	
学科専門科目	基礎科目		10	2	8	
	外国語専門科目		8	0	8	
	専門科目		2	0	2	
	基礎科目		26	2	24	
	外国語専門科目					
	専門科目					
小 計		46	4	42		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1 類及び第2 類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			12	4	8	
合 計			124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

情報科学科			包括62単位		
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	8	2
		知的基礎	10	10	0
	学科教養科目	人文系	4	4	4
		社会系	4	4	
		自然系	4	4	
		東北学院の歴史			
	小 計		38	32	6
地域教育科目		2	2	0	
外国語科目	第1類	4	4	0	
	第2類	2	2	0	
	小 計	6	6	0	
学部共通科目		14	2	12	
学科専門科目	基礎科目	22	20	2	
	専門科目	30	0	30	
	小 計	52	20	32	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		12	0	12	
合 計		124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

地 域 構 想 学 科			包括62単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	4 4 4 4	18	0
		社会系	4			
		自然系	4			
		東北学院の歴史				
小 計		38	30	8		
地域教育科目		2	2	0		
外国語科目	第1類	4	4	0		
	第2類	2	2	0		
	小 計	6	6	0		
学部共通科目		14	4	10		
学科専門科目	基礎科目	16	10	6		
	領域専門科目	20	0	20		
	実習科目	6	6	0		
	基礎科目	10	0	10		
	領域専門科目					
	実習科目					
	専門関連科目					
小 計	52	16	36			
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		12	4	8		
合 計		124	62	62		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

別表3 大学以外の教育施設等における学修の単位認定一覧表（第20条第1項関係）

試験名称	成績評価への換算スコア（上段は英語ⅠA、英語ⅠB、下段は英語ⅡA、英語ⅡB）			
	90点	95点	100点	
	85点	90点	95点	100点
ケンブリッジ英語検定	140-	147-	153-	160-
実用英語技能検定（一次＋二次）	2級（1980-）	2級（2088-）	2級（2196-）	準1級（2304-）
GTEC	960-	1037-	1113-	1190-
IELTS	4.0-	4.5-	5.0-	5.5-
TEAP	225-	253-	281-	309-
TEAP CBT	420-	480-	540-	600-
TOEFL iBT	42-	52-	62-	72-
TOEIC（L&R）/TOEIC（S&W）	790-	891-	994-	1095-

別表4 大学以外の教育施設等における学修の単位認定一覧表（第20条第4項関係）

語学検定の種類	成績	認定される授業科目 （単位数）	認定申請の対象となる授業科目（単位数）		主催機関名
ドイツ語技能検定	4級合格	①から2単位まで	①	ドイツ語Ⅰ（週1）A（1） ドイツ語Ⅰ（週1）B（1） ドイツ語コミュニケーションⅠA（1） ドイツ語コミュニケーションⅠB（1）	（財）ドイツ語学文学振興会
	3級合格	①②から4単位まで	②	ドイツ語Ⅰ（週2）A（2） ドイツ語Ⅰ（週2）B（2）	
	2級合格	①②から4単位まで、 ③から2単位までの どちらか一方を選択	③	ドイツ語中級（読解）A（1） ドイツ語中級（読解）B（1） ドイツ語中級（総合）A（1） ドイツ語中級（総合）B（1） ドイツ語コミュニケーションⅡA（1） ドイツ語コミュニケーションⅡB（1）	
	準1級 以上 合格	①～③から8単位まで		ドイツ語ⅡA（1） ドイツ語ⅡB（1）	
実用フランス語技能検定	4級合格	①から2単位まで	①	フランス語Ⅰ（週1）A（1） フランス語Ⅰ（週1）B（1） フランス語コミュニケーションⅠA（1） フランス語コミュニケーションⅠB（1）	（財）フランス語教育振興協会
	3級合格	①②から4単位まで	②	フランス語Ⅰ（週2）A（2） フランス語Ⅰ（週2）B（2）	
	準2級合格	①②から4単位まで、 ③から2単位までの どちらか一方を選択	③	フランス語中級（読解）A（1） フランス語中級（読解）B（1） フランス語中級（総合）A（1） フランス語中級（総合）B（1） フランス語コミュニケーションⅡA（1） フランス語コミュニケーションⅡB（1）	
	2級 以上 合格	①～③から8単位まで		フランス語ⅡA（1） フランス語ⅡB（1）	
DEL F	A1合格	①②から4単位まで	①	フランス語Ⅰ（週1）A（1） フランス語Ⅰ（週1）B（1） フランス語コミュニケーションⅠA（1） フランス語コミュニケーションⅠB（1）	フランス国民教育省
	A2合格	①～②から6単位まで、 ③から2単位までの どちらか一方を選択	②	フランス語Ⅰ（週2）A（2） フランス語Ⅰ（週2）B（2）	
	B1 以上 合格	①～③から8単位まで	③	フランス語中級（読解）A（1） フランス語中級（読解）B（1） フランス語中級（総合）A（1） フランス語中級（総合）B（1） フランス語コミュニケーションⅡA（1） フランス語コミュニケーションⅡB（1） フランス語ⅡA（1） フランス語ⅡB（1）	
中国語検定	準4級合格	①から2単位まで	①	中国語Ⅰ（週1）A（1） 中国語Ⅰ（週1）B（1） 中国語コミュニケーションⅠA（1） 中国語コミュニケーションⅠB（1）	（財）日本中国語検定協会
	4級合格	①②から4単位まで	②	中国語Ⅰ（週2）A（2） 中国語Ⅰ（週2）B（2） 中国語ⅡA（1） 中国語ⅡB（1）	
	3級合格	①②③から6単位まで	③	中国語中級（総合）A（1） 中国語中級（総合）B（1） 中国語中級（読解）A（1） 中国語中級（読解）B（1） 中国語コミュニケーションⅡA（1） 中国語コミュニケーションⅡB（1）	

HSK	2級合格	①から2単位まで	①	中国語Ⅰ（週1）A（1） 中国語Ⅰ（週1）B（1） 中国語コミュニケーションⅠA（1） 中国語コミュニケーションⅠB（1）	(社)日本青少年育成協会
	3級合格	①②から4単位まで	②	中国語Ⅰ（週2）A（2） 中国語Ⅰ（週2）B（2） 中国語ⅡA（1） 中国語ⅡB（1）	
	4級合格	①②③から6単位まで	③	中国語中級（総合）A（1） 中国語中級（総合）B（1） 中国語中級（読解）A（1） 中国語中級（読解）B（1） 中国語コミュニケーションⅡA（1） 中国語コミュニケーションⅡB（1）	
「ハングル」能力検定試験	4級合格	①から4単位まで	①	韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）A（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠB（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）A（2） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）B（2）	NPO法人ハングル能力検定協会
	3級合格	①から4単位まで、 ②から2単位までの どちらか一方を選択	②	韓国・朝鮮語中級（読解）A（1） 韓国・朝鮮語中級（読解）B（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）A（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡB（1） 韓国・朝鮮語ⅡA（1） 韓国・朝鮮語ⅡB（1）	
	準2級以上合格	①から4単位まで、 ②から4単位までの どちらか一方を選択			
韓国語能力試験（TOPIK）	2級合格	①から4単位まで	①	韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）A（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠB（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）A（2） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）B（2）	韓国教育財団
	3級合格	①から4単位まで、 ②から2単位までの どちらか一方を選択	②	韓国・朝鮮語中級（読解）A（1） 韓国・朝鮮語中級（読解）B（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）A（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡB（1） 韓国・朝鮮語ⅡA（1） 韓国・朝鮮語ⅡB（1）	
	4級以上合格	①から4単位まで、 ②から4単位までの どちらか一方を選択			

- ※1 申請は、検定試験合格後2年以内に限るものとする。
- ※2 申請にあたり同一言語内で複数の種類の語学検定を利用することはできない。
- ※3 どの科目を選択して読み替えるかについては、原則として申請者の希望を優先する。ただし、申請の際には、申請者は該当外国語の教員と相談することとする。
- ※4 教務委員会は、申請内容を審議し、認定科目を決定する。

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。

15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

東北学院大学教養学部履修細則

2019（平成31）年度入学生より適用

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、2019（平成31）年度東北学院大学（以下「本学」という。）教養学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

（授業期間）

第2条 授業は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年の授業 1年間継続の授業
- (2) 前期完結の授業 前期開講前期完結の授業
- (3) 後期完結の授業 後期開講後期完結の授業
- (4) 連続授業及び集中講義等

（授業科目）

第3条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならないもの）
- (2) 選択必修科目（数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得するもの）
- (4) 自由科目（修得しても卒業所要単位に含まれないもの「免許及び資格関係科目等」）

（配当年次の履修）

第4条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修されなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

（開 講）

第5条 開設した授業科目は、全て開講することを原則とする。ただし、年度により開講しないことがある。

- 2 授業科目の授業時間は、別に定める。

（受 講）

第6条 同一授業時間に複数の授業科目を受講することはできない。

（受講の制限）

第7条 授業科目は、内容及び教室の都合により受講資格の限定又は受講人数の制限をすることがある。

（選択受講及び授業の指定）

第8条 同一授業科目が、2つ以上開講されているときは、いずれかを選択して受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき授業科目を特に指定しているときは、この限りでない。

（学年次履修登録制限）

第9条 履修登録をすることができる単位数は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1学年 44単位以下
- (2) 第2学年 44単位以下

- (3) 第3学年 44単位以下

- (4) 第4学年 48単位以下

2 「外国語科目第3類」及び「免許及び資格関係科目」に関しては、前項の制限単位には含めない。

3 編入学生、転学部生及び転学科生は、適切な指導を受けた上で、第1項の制限を超えて48単位まで履修登録をすることができる。

4 学則第24条の3、学則第24条の4及び学則第24条の5の規定により修得した単位の取扱いについては、前項の制限単位に含めない。

（履修登録）

第10条 受講するためには、定められた期間に履修登録を行わなければならない。

2 正当な理由がないにもかかわらず、前項の期間内に履修登録しない者は、受講することができない。

3 履修登録されていない授業科目を受講し、かつ、単位取得に相当する成績を収めたとしても無効となる。

4 同一授業科目を同時に2つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

（履修登録の修正及び履修辞退）

第11条 授業科目の履修登録は、学年の始めに行う。ただし、定められた期間に修正登録を行うことができる。

2 前項による修正登録は、第9条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。

3 登録者数を制限している科目の追加登録はできない場合がある。

4 履修辞退は、定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

（単位の認定）

第12条 単位は、学則第35条に基づき認定する。

2 一度単位を修得した授業科目を再度受講しても単位は認めない。

（卒業の要件）

第13条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同別表第2の「履修方法」に従い、各学科とも合計124単位以上を修得しなければならない。

（教職課程）

第14条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

（資 格）

第15条 社会教育主事の資格を得るためには、学則第31条の2別表第4の3に従い、所定の単位を修

得しなければならない。

- 2 日本語教員基礎資格を得るためには、学則別表第2の履修方法の備考(3)に従い、所定の単位を修得しなければならない。
- 3 人間科学科において、公認心理師受験資格要件を充足しようとする者は、人間科学科の学則別表第2の履修方法の備考(4)に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(転学部、転学科、復学、再入学者及び年度を越えて復籍をした者の履修)

第16条 転学部、転学科、再入学者及び年度を越えて復籍をした者の履修については、当該年次の学科課程表及び細則を適用する。

- 2 休学者が復学した場合は、休学した年次の学科課程表及び細則を適用する。

(編入学生の履修)

第17条 編入学生の履修については、編入学年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 第2学年次編入学生の単位認定は、別表1に定める。
- 3 第3学年次編入学生の単位認定は、別表2に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 在学中の単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、学則第24条の3第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、学則第24条の4及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(新入生の既修得単位の認定)

第19条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに教養学部の第1学年次に入学者の、本学入学前の既修得単位は、学則第24条第4項により認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第20条 各種技能検定などの大学以外の教育施設等で所定の成績を修めた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項に定める所定の成績、認定される授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

- 3 学生が第1項の適用を受けようとする場合、所定の申請手続をとらなければならない。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

第21条 外国人留学生及び帰国生の非専門科目の履修については、学則第21条別表第2の「履修方法」に従い、その一定範囲の単位を外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

(大学院科目の履修)

第22条 教養学部の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院人間情報学研究科の講義科目(当該年度開講科目に限る)を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院人間情報学研究科に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、別に定める。

(改 廃)

第23条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

別表1 第2学年次編入学生の単位認定は次のとおりとする（細則第17条第2項関係）

人間科学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
		東北学院の歴史				
	小 計		38	16	22	
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類		4	2	2	
	第2類		2	2	0	
	小 計		6	4	2	
学部共通科目			14	4	10	
学科専門科目	基礎科目		12	0	12	
	研究方法科目		8	0	8	
	専門科目		26	0	26	
	基礎科目		8	0	8	
	研究方法科目					
	専門科目					
専門関連科目						
小 計			54	0	54	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			10	6	4	
合 計			124	30	94	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

言語文化学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
		東北学院の歴史				
	小 計		38	16	22	
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類	4	2	2		
	第2類	8	8	0		
	小 計	12	10	2		
学部共通科目		14	0	14		
学科専門科目	基礎科目	10	0	10		
	外国語専門科目	8	0	8		
	専門科目	2	0	2		
	基礎科目	26	0	26		
	外国語専門科目					
	専門科目					
小 計		46	0	46		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			12	4	8	
合 計			124	30	94	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

情報科学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
		東北学院の歴史				
	小 計		38	16	22	
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類	4	2	2		
	第2類	2	2	0		
	小 計	6	4	2		
学部共通科目		14	2	12		
学科専門科目	基礎科目	22	0	22		
	専門科目	30	0	30		
	小 計	52	0	52		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		12	8	4		
合 計		124	30	94		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

地域構想学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
		東北学院の歴史				
	小 計		38	16	22	
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類		4	2	2	
	第2類		2	2	0	
	小 計		6	4	2	
学部共通科目			14	2	12	
学科専門科目	基礎科目		16	0	16	
	領域専門科目		20	0	20	
	実習科目		6	0	6	
	基礎科目		10	2	8	
	領域専門科目					
	実習科目					
	専門関連科目					
小 計		52	2	50		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			12	6	6	
合 計			124	30	94	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

別表2 第3学年次編入学生の単位認定は次のとおりとする（細則第17条第3項関係）

人間科学科

包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得 が必要な卒業単位		
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	8	2		
		知的基礎	10	10	0		
	学科教養科目	人文系	4	18	4	0	
		社会系	4				4
		自然系	4				4
		東北学院の歴史					
	小 計		38	36	2		
地域教育科目			2	2	0		
外国語科目	第1類	4	4	0			
	第2類	2	2	0			
	小 計	6	6	0			
学部共通科目			14	6	8		
学科専門科目	基礎科目	12	0	12			
	研究方法科目	8	0	8			
	専門科目	26	0	26			
	基礎科目	8	2	6			
	研究方法科目						
	専門科目						
	専門関連科目						
小 計	54	2	52				
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			10	10	0		
合 計		124	62	62			

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

言語文化学科

包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位		
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	8	2		
		知的基礎	10	10	0		
	学科教養科目	人文系	4	18	4	18	0
		社会系	4		4		
		自然系	4		4		
		東北学院の歴史					
	小 計		38	36	2		
地域教育科目		2	2	0			
外国語科目	第1類	4	4	0			
	第2類	8	8	0			
	小 計	12	12	0			
学部共通科目		14	4	10			
学科専門科目	基礎科目	10	2	8			
	外国語専門科目	8	0	8			
	専門科目	2	0	2			
	基礎科目	26	2	24			
	外国語専門科目						
	専門科目						
	小 計		46	4	42		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		12	4	8			
合 計		124	62	62			

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

情報科学科

包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位		
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	8	2		
		知的基礎	10	10	0		
	学科教養科目	人文系	4	18	4	14	4
		社会系	4		4		
		自然系	4		4		
		東北学院の歴史					
	小 計		38	32	6		
地域教育科目		2	2	0			
外国語科目	第1類	4	4	0			
	第2類	2	2	0			
	小 計		6	6	0		
学部共通科目		14	2	12			
学科専門科目	基礎科目	22	20	2			
	専門科目	30	0	30			
	小 計		52	20	32		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			12	0	12		
合 計			124	62	62		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

地域構想学科

包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	
		知的基礎	10	6	4	
	学科教養科目	人文系	4	18	4	0
		社会系	4		4	
		自然系	4		4	
		東北学院の歴史				
	小 計		38	30	8	
地域教育科目		2	2	0		
外国語科目	第1類	4	4	0		
	第2類	2	2	0		
	小 計	6	6	0		
学部共通科目		14	4	10		
学科専門科目	基礎科目	16	10	6		
	領域専門科目	20	0	20		
	実習科目	6	6	0		
	基礎科目	10	0	10		
	領域専門科目					
	実習科目					
	専門関連科目					
小 計		52	16	36		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		12	4	8		
合 計		124	62	62		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

別表3 大学以外の教育施設等における学修の単位認定一覧表（細則第20条第2項関係）

語学検定の種類	成績	認定される授業科目 (単位数)	認定申請の対象となる授業科目 (単位数)	主催機関名
TOEFL Internet Based Testing	52点 以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計2単位		Test of English as a Foreign Language 国際教育交換協議会 日本代表 TOEFL 事業部
TOEIC	500点 以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計2単位		Test of English for International Communication (財) 国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会
ドイツ語技能検定	4 級 合格	①から2単位まで	① ドイツ語 I (週1) A (1) ドイツ語 I (週1) B (1) ドイツ語コミュニケーション I A (1) ドイツ語コミュニケーション I B (1)	(財) ドイツ語学文学振興会
	3 級 合格	①②から4単位まで	② ドイツ語 I (週2) A (2) ドイツ語 I (週2) B (2)	
	2 級 合格	①②から4単位まで、 ③から2単位までの どちらか一方を選択	③ ドイツ語中級 (読解) A (1) ドイツ語中級 (読解) B (1) ドイツ語中級 (総合) A (1) ドイツ語中級 (総合) B (1) ドイツ語コミュニケーション II A (1) ドイツ語コミュニケーション II B (1)	
	準1 級 以上 合格	①～③から8単位まで	ドイツ語 II A (1) ドイツ語 II B (1)	
実用フランス語技能検定	4 級 合格	①から2単位まで	① フランス語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) フランス語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I B (1)	(財) フランス語教育振興協会
	3 級 合格	①②から4単位まで	② フランス語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2)	
	準2 級 合格	①②から4単位まで、 ③から2単位までの どちらか一方を選択	③ フランス語中級 (読解) A (1) フランス語中級 (読解) B (1) フランス語中級 (総合) A (1) フランス語中級 (総合) B (1) フランス語コミュニケーション II A (1) フランス語コミュニケーション II B (1)	
	2 級 以上 合格	①～③から8単位まで	フランス語 II A (1) フランス語 II B (1)	
DEL F	A 1 合格	①②から4単位まで	① フランス語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) フランス語コミュニケーション I A (1) フランス語コミュニケーション I B (1)	フランス国民教育省
	A 2 合格	①～②から6単位まで、 ③から2単位までの どちらか一方を選択	② フランス語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2)	
	B 1 以上 合格	①～③から8単位まで	③ フランス語中級 (読解) A (1) フランス語中級 (読解) B (1) フランス語中級 (総合) A (1) フランス語中級 (総合) B (1) フランス語コミュニケーション II A (1) フランス語コミュニケーション II B (1) フランス語 II A (1) フランス語 II B (1)	
中国語検定	准4 級 合格	①から2単位まで	① 中国語 I (週1) A (1) 中国語 I (週1) B (1) 中国語コミュニケーション I A (1) 中国語コミュニケーション I B (1)	(財) 日本中国語検定協会
	4 級 合格	①②から4単位まで	② 中国語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) 中国語 II A (1) 中国語 II B (1)	
	3 級 合格	①②③から6単位まで	③ 中国語中級 (総合) A (1) 中国語中級 (総合) B (1) 中国語中級 (読解) A (1) 中国語中級 (読解) B (1) 中国語コミュニケーション II A (1) 中国語コミュニケーション II B (1)	
HSK	2 級 合格	①から2単位まで	① 中国語 I (週1) A (1) 中国語 I (週1) B (1) 中国語コミュニケーション I A (1) 中国語コミュニケーション I B (1)	(社) 日本青少年育成協会
	3 級 合格	①②から4単位まで	② 中国語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) 中国語 II A (1) 中国語 II B (1)	
	4 級 合格	①②③から6単位まで	③ 中国語中級 (総合) A (1) 中国語中級 (総合) B (1) 中国語中級 (読解) A (1) 中国語中級 (読解) B (1) 中国語コミュニケーション II A (1) 中国語コミュニケーション II B (1)	

「ハングル」能力検定試験	4級合格	①から4単位まで	①	韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）A（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠB（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）A（2） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）B（2）	NPO法人ハングル能力検定協会
	3級合格	①から4単位まで、 ②から2単位までの どちらか一方を選択	②	韓国・朝鮮語中級（読解）A（1） 韓国・朝鮮語中級（読解）B（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）A（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡB（1） 韓国・朝鮮語ⅡA（1） 韓国・朝鮮語ⅡB（1）	
	準2級以上合格	①から4単位まで、 ②から4単位までの どちらか一方を選択			
韓国語能力試験（TOPIK）	2級合格	①から4単位まで	①	韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）A（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週1）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅠB（1） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）A（2） 韓国・朝鮮語Ⅰ（週2）B（2）	韓国教育財団
	3級合格	①から4単位まで、 ②から2単位までの どちらか一方を選択	②	韓国・朝鮮語中級（読解）A（1） 韓国・朝鮮語中級（読解）B（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）A（1） 韓国・朝鮮語中級（総合）B（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡA（1） 韓国・朝鮮語コミュニケーションⅡB（1） 韓国・朝鮮語ⅡA（1） 韓国・朝鮮語ⅡB（1）	
	4級以上合格	①から4単位まで、 ②から4単位までの どちらか一方を選択			

- ※1 申請は検定試験合格後2年以内に限るものとする。
- ※2 申請にあたり同一言語内で複数の種類の語学検定を利用することはできない。
- ※3 どの科目を選択して読み替えるのかについては、原則的に申請者の希望を優先するが、申請の際には申請者は該当外国語の教員と相談すること。
- ※4 教務委員会は申請内容を審議し、認定科目を決定する。

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。

15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

東北学院大学教養学部履修細則

平成29年度～平成30年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、平成29年度東北学院大学（以下「本学」という。）教養学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

(授業期間)

第2条 授業は、その開講期間によって、次のとおりとする。

- (1) 通年の授業（1年間継続の授業）
- (2) 前期完結の授業（前期開講前期完結の授業）
- (3) 後期完結の授業（後期開講後期完結の授業）
- (4) 連続授業及び集中講義等

(開 講)

第3条 開設した授業科目は、全て開講することを原則とする。ただし、年度により開講しないことがある。

2 授業科目の授業時間は、別に定める。

(受 講)

第4条 同一授業時間に複数の授業科目を受講することはできない。

(受講生の制限)

第5条 各授業科目は、その内容及び教室の都合により受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

(選択受講及び授業の指定)

第6条 同一授業科目が、二つ以上開講されているときは、いずれかを選択して受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき授業科目を特に指定しているときは、この限りでない。

(学年次履修登録制限)

第7条 各学年に履修登録をすることができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 第1学年 44単位以下
- (2) 第2学年 44単位以下
- (3) 第3学年 44単位以下
- (4) 第4学年 48単位以下

2 「免許及び資格関係科目」に関しては、前項の制限単位には含めない。

3 第3学年次編入学生、転学部・転学科生は、適切な指導を受けた上で、第1項の制限を超えて48単位まで履修登録をすることができる。

4 学則第24条の3、学則第24条の4及び学則第24条の5の規定により修得した単位の取扱いについては、前項の制限単位に含めない。

(履修登録)

第8条 受講のためには、定められた期間に履修登録を行わなければならない。

2 正当な理由がないにもかかわらず、前項の期間内に履修登録しない者は、受講することができない。

3 履修登録されていない授業科目を受講し、かつ、

試験に合格しても無効となる。

4 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第9条 授業科目の履修登録は学年の始めに行う。ただし、後期に修正登録を行うことができる。

2 前項による修正登録は第7条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。

3 登録者数を制限している科目の追加登録はできない場合がある。

4 修正登録は定められた期間内に行うものとする。

5 履修辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

(単位の認定)

第10条 単位は、学則第35条に基づき認定する。

2 一つ以上の授業科目を修得した者が同一の授業科目を再度履修し、試験に合格しても所定の単位は与えない。

(卒業の要件)

第11条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同別表第2の「履修方法」に従い、各学科とも合計124単位以上を修得しなければならない。

(転学部・転学科・復学・再入学者・年度を越えて復籍をした者の履修)

第12条 転学部・転学科・再入学者及び年度を越えて復籍をした者の履修については、当該年次の学科課程表及び細則を適用する。

2 休学者が復学した場合は、休学した年次の学科課程表及び細則を適用する。

(編入学生の履修)

第13条 編入学生の履修については、編入学年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 第2学年次編入学生の単位認定は、別表1に定める。

3 第3学年次編入学生の単位認定は、別表2に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第14条 在学中の単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位につ

いては、その全て、又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、学則第24条の3第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項から第3項までの規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、学則第24条の4及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(新入生の既修得単位の認定)

第15条 大学等を卒業又は中途退学し、新たに教養学部第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、学則第24条第4項により認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

- 第16条** 各種技能検定などの大学以外の教育施設等で所定の成績を修めた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項に定める所定の成績、認定される授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。
 - 3 学生が第1項の適用を受けようとする場合、所定の申請手続をとらなければならない。

(改 廃)

第17条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成29（2017）年4月1日から施行する。

別表1 第2学年次編入学生の単位認定は次のとおりとする（細則第13条第2項関係）

人間科学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	第二類	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
地域教育科目			2	0	2	
外国語科目	英語	4	2	2		
	選択外国語	2	2	0		
学部共通科目			10	4	6	
学科専門科目	基礎科目		12	0	12	
	研究方法科目		8	0	8	
	専門科目		26	0	26	
	基礎科目～専門関連科目		8	0	8	
教養教育科目			14	6	8	
地域教育科目						
外国語科目						
保健体育科目						
学部共通科目						
学科専門科目						
他学部・他学科開講科目						
単位互換の協定を締結している他大学開講科目						
留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目						
合 計			124	30	94	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

言語文化学科			包括30単位			
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	4	6	
		知的基礎	10	6	4	
	第二類	人文系	4	18	2	2
		社会系	4		2	2
		自然系	4		2	2
地域教育科目			2	0	2	
外国語科目	英語		4	2	2	
	外国語外国語		8	8	0	
学部共通科目			10	0	10	
学科専門科目	基礎科目		10	0	10	
	外国語専門科目		8	0	8	
	専門科目		2	0	2	
	基礎科目～専門科目		30	0	30	
教養教育科目			12	4	8	
地域教育科目						
外国語科目						
保健体育科目						
学部共通科目						
学科専門科目						
他学部・他学科開講科目						
単位互換の協定を締結している他大学開講科目						
留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目						
合 計			124	30	94	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

情報科学科			包括30単位				
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位		
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	4	6		
		知的基礎	10	6	4		
	第二類	人文系	4	18	2	2	12
		社会系	4		2	2	
		自然系	4		2	2	
地域教育科目			2	0	2		
外国語科目	英語		4	2	2		
	選択外国語		2	2	0		
学部共通科目			10	2	8		
学科専門科目	基礎科目		20	0	20		
	専門科目		32	0	32		
教養教育科目			16	8	8		
地域教育科目							
外国語科目							
保健体育科目							
学部共通科目							
学科専門科目							
他学部・他学科開講科目							
単位互換の協定を締結している他大学開講科目							
留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目							
合 計			124	30	94		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

地域構想学科			包括30単位				
科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位		
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	4	6		
		知的基礎	10	6	4		
	第二類	人文系	4	18	2	2	12
		社会系	4		2	2	
		自然系	4		2	2	
地域教育科目		2	0	2			
外国語科目	英語	4	2	2			
	選択外国語	2	2	0			
学部共通科目		10	2	8			
学科専門科目	基礎科目		16	0	16		
	領域専門科目		20	0	20		
	実習科目		6	0	6		
	基礎科目		10	2	8		
	領域専門科目						
	実習科目						
および専門関連科目							
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		16	6	10			
合 計		124	30	94			

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

別表2 第3学年次編入学生の単位認定は次のとおりとする（細則第13条第3項関係）

人間科学科 包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2	
		知的基礎	10	10	0	
	第二類	人文系	4	4	18	0
		社会系	4			0
		自然系	4			0
地域教育科目			2	2	0	
外国語科目	英語		4	4	0	
	選択外国語		2	2	0	
学部共通科目			10	4	6	
学科専門科目	基礎科目		12	0	12	
	研究方法科目		8	0	8	
	専門科目		26	0	26	
	基礎科目～専門関連科目		8	2	6	
教養教育科目			14	12	2	
地域教育科目						
外国語科目						
保健体育科目						
学部共通科目						
学科専門科目						
他学部・他学科開講科目						
単位互換の協定を締結している他大学開講科目						
留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目						
合 計			124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

言語文化学科 包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位		
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2		
		知的基礎	10	10	0		
	第二類	人文系	4	18	4	18	0
		社会系	4				0
		自然系	4				0
地域教育科目			2	2	0		
外国語科目	英語	4	4	0			
	選択外国語	8	8	0			
学部共通科目			10	4	6		
学科専門科目	基礎科目		10	2	8		
	外国語専門科目		8	0	8		
	専門科目		2	0	2		
	基礎科目～専門科目		30	2	28		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			12	4	8		
合 計			124	62	62		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

情報科学科 包括62単位

科 目 区 分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位		
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2	
		知的基礎	10	10	0	
	第二類	人文系	4	4	14	4
		社会系	4			
		自然系	4			
地域教育科目		2	2	0		
外国語科目	英語	4	4	0		
	選択外国語	2	2	0		
学部共通科目		10	2	8		
学科専門科目	基礎科目	20	20	0		
	専門科目	32	0	32		
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		16	0	16		
合 計		124	62	62		

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

地域構想学科 包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	6	4	
		知的基礎	10	6	4	
	第二類	人文系	4	4	0	
		社会系	4			0
		自然系	4			0
地域教育科目			2	2	0	
外国語科目	英語		4	4	0	
	選択外国語		2	2	0	
学部共通科目			10	4	6	
学科専門科目	基礎科目		16	10	6	
	領域専門科目		20	0	20	
	実習科目		6	6	0	
	基礎科目 領域専門科目 実習科目 および専門関連科目		10	0	10	
	教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			16	4	12
合 計			124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

別表3 大学以外の教育施設等における学修の単位認定一覧表（細則第16条第2項関係）

語学検定の種類	成績	認定される授業科目（単位数）	主催機関名
TOEFL Internet Based Testing	52点以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計2単位	Test of English as a Foreign Language 国際教育交換協議会 日本代表部 TOEFL 事業部
TOEIC	500点以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計2単位	Test of English for International Communication (財)国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会
ドイツ語技能検定	4級合格	ドイツ語 I (週1) A (1) ドイツ語 I (週1) B (1) 合計2単位	(財)ドイツ語学文学振興会
	3級合格	ドイツ語 I (週2) A (2) ドイツ語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※1	
実用フランス語技能検定	4級合格	フランス語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) 合計2単位	(財)フランス語教育振興協会
	3級合格	フランス語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※2	
中国語検定	4級合格	中国語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※3	(財)日本中国語検定協会
	3級合格	中国語中級（総合）A (1) 中国語中級（総合）B (1) 合計2単位 又は 中国語中級（読解）A (1) 中国語中級（読解）B (1) 合計2単位	
「ハングル」能力検定試験	4級合格	韓国・朝鮮語 I (週1) A (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) B (1) 合計2単位	NPO 法人ハングル能力検定協会
	3級合格	韓国・朝鮮語 I (週2) A (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※4	

- ※1 ドイツ語 I (週2) A (2)・ドイツ語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合はドイツ語 I (週1) A (1)・ドイツ語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。
- ※2 フランス語 I (週2) A (2)・フランス語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合はフランス語 I (週1) A (1)・フランス語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。
- ※3 中国語 I (週2) A (2)・中国語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合は中国語 I (週1) A (1)・中国語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。
- ※4 韓国・朝鮮語 I (週2) A (2)・韓国・朝鮮語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合は韓国・朝鮮語 I (週1) A (1)・韓国・朝鮮語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。
 本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。
 つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。
 15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。
 これを事前、事後の学習と呼んでいます。
 しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

東北学院大学教養学部履修細則

平成27年度～平成28年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、平成27年度東北学院大学（以下「本学」という。）教養学部に入学者から適用する履修等に関して必要な事項を定める。

2 学則第21条にいう別表第2は、「人間科学科課程表」「言語文化学科課程表」「情報科学科課程表」「地域構想学科課程表」(以下「学科課程表」という)として授業科目の開設年次等を明示して、これを定める。

(授業期間)

第2条 授業は、その開講期間によって、次のとおりとする。

- (1) 通年の授業（1年間継続の授業）
- (2) 前期完結の授業（前期開講前期完結の授業）
- (3) 後期完結の授業（後期開講後期完結の授業）
- (4) 連続授業及び集中講義等

(開 講)

第3条 開設した授業科目は、全て開講することを原則とする。ただし、年度により開講しないことがある。

2 授業科目の授業時間は、別に定める。

(受 講)

第4条 同一授業時間に複数の授業科目を受講することはできない。

(受講生の制限)

第5条 各授業科目は、その内容及び教室の都合により受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

(選択受講及び授業の指定)

第6条 同一授業科目が、二つ以上開講されているときは、いずれかを選択して受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき授業科目を特に指定しているときは、この限りではない。

(学年次履修登録制限)

第7条 各学年に履修登録をすることができる単位数は次のとおりとする。

- 第一学年 44単位以下
- 第二学年 44単位以下
- 第三学年 44単位以下
- 第四学年 48単位以下

2 「免許及び資格関係科目」に関しては、前項の制限単位には含めない。

3 三年次編入生、転学部・転学科生は、適切な指導を受けたうえで、第1項の制限を超えて48単位まで履修登録をすることができる。

4 学則第24条の3、学則24条の4及び学則24条の5の規定により修得した単位の取扱いについては、前項の制限単位に含まない。

(履修登録)

第8条 受講するためには、定められた期間に履修登録を行わなければならない。

2 正当な理由がないにもかかわらず、前項の期間内に履修登録しない者は、受講することができない。

3 履修登録されていない授業科目を受講し、かつ、試験に合格しても無効となる。

4 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

(履修登録の修正)

第9条 授業科目の履修登録は学年の始めに行う。ただし、後期に修正登録を行うことができる。

2 前項による修正登録は第7条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。

3 登録者数を制限している科目の追加登録はできない場合がある。

4 修正登録は定められた期間内に行うものとする。

(単位の認定)

第10条 単位は学則第35条に基づき認定する。

2 一つ以上の授業科目を修得した者が、同一の授業科目を再度履修し、試験に合格しても所定の単位は与えない。

(卒業の要件)

第11条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同別表第2の「履修方法」に従い、各学科とも合計124単位以上を修得しなければならない。

(転学部・転学科・復学・再入学者・年度を越えて復籍をした者の履修)

第12条 転学部・転学科・再入学者及び年度を越えて復籍をした者の履修については、当該年次の学科課程表及び細則を適用する。

2 休学者が復学した場合は、休学した年次の学科課程表及び細則を適用する。

(編入学者の履修)

第13条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び細則を適用する。

2 編入学者の単位認定は、別表1に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第14条 在学中の単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位につ

いては、その全て又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、学則第24条の3第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項から第3項までの規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、学則第24条の4及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(新入生の既修得単位の認定)

第15条 大学等を卒業または中途退学し、新たに教養学部第1学年次に入学者は、本学入学前の既修得単位は、学則第24条第4項により認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

- 第16条** 各種技能検定などの大学以外の教育施設等で所定の成績を修めた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項に定める所定の成績、認定される授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。
 - 3 学生が第1項の適用を受けようとする場合、所定の申請手続をとらなければならない。

(改 廃)

第17条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成27（2015）年4月1日から適用する。

再入学の取り扱いについて

平成13年4月1日以降の願出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は従前どおり、再入学した学年の学科課程表を適用する。

年度を超えた復籍者の取り扱いについて

平成13年4月1日以降の願出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ、復籍した学年の学科課程を適用する。

別表1 編入学生単位認定一覧表（細則第13条第2項関係）

人間科学科 包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2	
		知的基礎	10	10	0	
	第二類	人文系	4	4	18	0
		社会系	4			0
		自然系	4			0
地域教育科目			2	2	0	
外国語科目	英語		4	4	0	
	選択外国語		2	2	0	
学部共通科目			10	4	6	
学科専門科目	基礎科目		12	0	12	
	研究方法科目		8	0	8	
	専門科目		26	0	26	
	基礎科目～専門関連科目		8	2	6	
教養教育科目			14	12	2	
地域教育科目						
外国語科目						
保健体育科目						
学部共通科目						
学科専門科目						
他学部・他学科開講科目						
単位互換の協定を締結している他大学開講科目						
留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目						
合 計			124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

言語文化学科 包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2	
		知的基礎	10	10	0	
	第二類	人文系	4	4	18	0
		社会系	4			0
		自然系	4			0
地域教育科目			2	2	0	
外国語科目	英語		4	4	0	
	選択外国語		8	8	0	
学部共通科目			10	4	6	
学科専門科目	基礎科目		10	2	8	
	外国語専門科目		8	0	8	
	専門科目		2	0	2	
	基礎科目～専門科目		30	2	28	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			12	4	8	
合 計			124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

情報科学科 包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	8	2	
		知的基礎	10	10	0	
	第二類	人文系	4	4	14	4
		社会系	4			
		自然系	4			
地域教育科目		2	2	0		
外国語科目	英語	4	4	0		
	選択外国語	2	2	0		
学部共通科目		10	2	8		
学科専門科目	基礎科目	20	20	0		
	専門科目	32	0	32		
教養教育科目			16	0	16	
地域教育科目						
外国語科目						
保健体育科目						
学部共通科目						
学科専門科目						
他学部・他学科開講科目						
単位互換の協定を締結している他大学開講科目						
留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目						
合 計			124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

地域構想学科 包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	
教養教育科目	第一類	人間的基礎	10	6	4	
		知的基礎	10	6	4	
	第二類	人文系	4	18	4	0
		社会系	4		4	0
		自然系	4		4	0
地域教育科目			2	2	0	
外国語科目	英語		4	4	0	
	選択外国語		2	2	0	
学部共通科目			10	4	6	
学科専門科目	基礎科目		16	10	6	
	領域専門科目		20	0	20	
	実習科目		6	6	0	
	基礎科目 領域専門科目 実習科目 および専門関連科目		10	0	10	
	教養教育科目 地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			16	4	12
合 計			124	62	62	

なお、既修得の教職課程に関する科目等については、別に認定することができる。

別表2 大学以外の教育施設等における学修の単位認定一覧（細則第16条第2項関係）

語学検定の種類		成績	認定される授業科目（単位数）	主催機関名
TOEFL	Internet Based Testing	52点以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計2単位	Test of English as a Foreign Language 国際教育交換協議会 日本代表部 TOEFL 事業部
TOEIC		500点以上	英語 I A (1) 英語 I B (1) 合計2単位	Test of English for International Communication (財)国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会
ドイツ語技能検定		4級合格	ドイツ語 I (週1) A (1) ドイツ語 I (週1) B (1) 合計2単位	(財)ドイツ語学文学振興会
		3級合格	ドイツ語 I (週2) A (2) ドイツ語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※1	
実用フランス語技能検定		4級合格	フランス語 I (週1) A (1) フランス語 I (週1) B (1) 合計2単位	(財)フランス語教育振興協会
		3級合格	フランス語 I (週2) A (2) フランス語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※2	
中国語検定		4級合格	中国語 I (週2) A (2) 中国語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※3	(財)日本中国語検定協会
		3級合格	中国語中級（総合）A (1) 中国語中級（総合）B (1) 合計2単位 又は 中国語中級（読解）A (1) 中国語中級（読解）B (1) 合計2単位	
「ハングル」能力検定試験		4級合格	韓国・朝鮮語 I (週1) A (1) 韓国・朝鮮語 I (週1) B (1) 合計2単位	NPO 法人ハングル能力検定協会
		3級合格	韓国・朝鮮語 I (週2) A (2) 韓国・朝鮮語 I (週2) B (2) 合計4単位 ※4	

※1 ドイツ語 I (週2) A (2)・ドイツ語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合はドイツ語 I (週1) A (1)・ドイツ語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。

※2 フランス語 I (週2) A (2)・フランス語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合はフランス語 I (週1) A (1)・フランス語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。

※3 中国語 I (週2) A (2)・中国語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合は中国語 I (週1) A (1)・中国語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。

※4 韓国・朝鮮語 I (週2) A (2)・韓国・朝鮮語 I (週2) B (2)合計4単位を修得済みの場合は韓国・朝鮮語 I (週1) A (1)・韓国・朝鮮語 I (週1) B (1)合計2単位に替えることができる。

東北学院大学教養学部履修細則

平成24年度～平成26年度入学生適用

(趣 旨)

第1条 この履修細則（以下「細則」という。）は、学則第21条の規定に基づき、教養学部学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

2 学則第21条にいう別表第2は、「人間科学科課程表」「言語文化学科課程表」「情報科学科課程表」「地域構想学科課程表」（以下「学科課程表」という）として授業科目の開設年次等を明示して、これを定める。

(授業期間)

第2条 授業は、その開講期間によって、次のとおりとする。

- (1) 通年の授業（1年間継続の授業）
- (2) 前期完結の授業（前期開講前期完結の授業）
- (3) 後期完結の授業（後期開講後期完結の授業）
- (4) 連続授業及び集中講義等

(開 講)

第3条 開設した授業科目は、すべて開講することを原則とする。ただし、年度により開講しないことがある。

2 授業科目の授業時間は、別に定める。

(受 講)

第4条 同一授業時間に複数の授業科目を受講することはできない。

(受講生の制限)

第5条 各授業科目は、その内容・教室の都合により受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

(選択受講及び授業の指定)

第6条 同一授業科目が、二つ以上開講されているときは、いずれかを選択して受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき授業科目を特に指定しているときは、この限りではない。

(学年次履修登録制限)

第7条 各学年に履修登録をすることができる単位数は、以下のとおりとする。

- 第一学年 48単位以下
- 第二学年 48単位以下
- 第三学年 48単位以下
- 第四学年 制限なし

2 「免許及び資格関係科目」に関しては、前項の制限単位には含めない。

3 三年次編入生、転学部生、転学科生、復学生等は、適切な指導を受けたうえで、第1項の制限を超えて60単位まで履修登録をすることができる。

(履 修 届)

第8条 履修届は、学事暦の定める期間内に提出しなければならない。

2 正当な理由がないにもかかわらず、前項の期間内に履修届を提出しない者は、受講することがで

きない。

3 履修届に記入されていない授業科目を受講し、かつ、試験に合格しても無効となる。

4 一旦提出した履修届は、変更又は追加することができない。

(単位の認定)

第9条 単位は、学則第35条に基づき認定する。

2 一つ以上の授業科目を修得した者が同一の授業科目を再度履修し、試験に合格しても所定の単位は与えない。

(卒業の要件)

第10条 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同別表第2の「履修方法」に従い、各学科とも合計124単位以上を修得しなければならない。

(転学部・転学科・復学・再入学者・年度を超えて復籍をした者の履修)

第11条 転学部・転学科・再入学者及び年度を超えて復籍をした者の履修については、当該年次の学科課程表及び細則を適用する。

2 休学者が復学した場合は、休学した年次の学科課程表及び細則を適用する。

(編入学者の履修)

第12条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び細則を適用する。

2 編入学者の単位認定は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第13条 在学中の単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、学則第24条の3第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本条第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。

5 本条第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、学則第24条の4及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第14条 各種技能検定などの大学以外の教育施設等

で所定の成績を修めた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項に定める所定の成績、認定される授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 学生が本条第1項の適用を受けようとする場合、所定の申請手続きをとらなければならない。

(改 廃)

第15条 本細則の改廃は、学部教授会の議を経てこれを行う。

附 則

本細則は、平成23（2011）年4月1日から施行する。

第14条の適用について

平成13～16年度入学生に対しても本細則第14条を適用する。

再入学の取り扱いについて

平成13年4月1日以降の願い出による再入学者に対しては、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、学科課程は従前どおり、再入学した学年の学科課程表を適用する。

年度を超えた復籍者の取り扱いについて

平成13年4月1日以降の願い出による年度を超えての復籍者については、正規の該当学年の学生番号を新たに付与し、かつ、復籍した学年の学科課程を適用する。

別表（細則第14条第2項関係）

語学検定の種類		成績	認定される授業科目（単位数）	主催機関名
TOEFL	Internet Based Testing	52点以上	英語 I (s) (1) 英語 I (w) (1) 合計2単位	Test of English as a Foreign Language 国際教育交換協議会 日本代表部 TOEFL 事業部
TOEIC		500点以上	英語 I (s) (1) 英語 I (w) (1) 合計2単位	Test of English for International Communication 財国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会
ドイツ語技能検定		4級合格	ドイツ語 I B (s) (1) ドイツ語 I B (w) (1) 合計2単位	(財)ドイツ語学文学振興会
		3級合格	ドイツ語 I A (s) (2) ドイツ語 I A (w) (2) 合計4単位 ※1	
実用フランス語技能検定		4級合格	フランス語 I B (s) (1) フランス語 I B (w) (1) 合計2単位	(財)フランス語教育振興協会
		3級合格	フランス語 I A (s) (2) フランス語 I A (w) (2) 合計4単位 ※2	
中国語検定		4級合格	中国語 I A (s) (2) 中国語 I A (w) (2) 合計4単位 ※3	(財)日本中国語検定協会
		3級合格	中国語中級 A (s) (1) 中国語中級 A (w) (1) 合計2単位 又は 中国語中級 B (s) (1) 中国語中級 B (w) (1) 合計2単位	
「ハングル」能力検定試験		4級合格	韓国・朝鮮語 I B (s) (1) 韓国・朝鮮語 I B (w) (1) 合計2単位	NPO 法人ハングル能力検定協会
		3級合格	韓国・朝鮮語 I A (s) (2) 韓国・朝鮮語 I A (w) (2) 合計4単位 ※4	

※1 学生の履修状況によっては、ドイツ語 I A (s) (2)・ドイツ語 I A (w) (2)合計4単位を修得済の場合はドイツ語 I B (s) (1)・ドイツ語 I B (w) (1)合計2単位に替えることができる。

※2 学生の履修状況によっては、フランス語 I A (s) (2)・フランス語 I A (w) (2)合計4単位を修得済の場合はフランス語 I B (s) (1)・フランス語 I B (w) (1)合計2単位に替えることができる。

※3 学生の履修状況によっては、中国語 I A (s) (2)・中国語 I A (w) (2)合計4単位を修得済の場合は中国語 I B (s) (1)・中国語 I B (w) (1)合計2単位に替えることができる。

※4 学生の履修状況によっては、韓国・朝鮮語 I A (s) (2)・韓国・朝鮮語 I A (w) (2)合計4単位を修得済の場合は韓国・朝鮮語 I B (s) (1)・韓国・朝鮮語 I B (w) (1)合計2単位に替えることができる。

各学科における編入学生の単位認定は次のとおりとする（細則第12条第2項関係）

人間科学科

包括62単位

科 目 区 分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	人間的基礎教育	8	6	2
	知的基礎教育	6	6	0
	人文系	4	4	0
	社会系	4	4	0
	自然系	4	4	0
外国語科目	英語	4	4	0
	選択外国語	2	2	0
学部共通科目		10	4	6
学科専門科目	基礎科目	14	0	14
	研究方法科目	8	0	8
	専門科目	20	0	20
	基礎科目～専門関連科目及び教養学部内他学科開放科目	8	2	6
教養教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 教養学部内他学科開放科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		22	16	6
合 計		124	62	62

言語文化学科

包括62単位

科 目 区 分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	人間的基礎教育	8	6	2
	知的基礎教育	6	6	0
	人文系	4	4	0
	社会系	4	4	0
	自然系	4	4	0
外国語科目	英語	4	4	0
	選択外国語	8	8	0
学部共通科目		10	4	6
学科専門科目	基礎科目	10	0	10
	外国語専門科目	8	0	8
	専門科目	2	0	2
	基礎科目～専門科目及び教養学部内他学科開放科目（ただし教養学部内他学科開放科目は10単位まで認定）	32	4	28
教養教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 教養学部内他学科開放科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		18	12	6
合 計		124	62	62

情報科学科

包括62単位

科 目 区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	人間的基礎教育		8	6	2
	知的基礎教育		6	6	0
	人文系		4	4	
	社会系		4	4	
	自然系		4	4	
外国語科目	英語		4	4	0
	選択外国語		2	2	0
学部共通科目			10	2	8
学科専門科目	コア科目	1年次必修科目	34	26	0
		その他の科目		0	8
	専門科目		20	0	20
教養教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 教養学部内他学科開放科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目			20	0	20
合 計			124	62	62

地域構想学科

包括62単位

科 目 区 分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	人間的基礎教育	8	6	2
	知的基礎教育	6	6	0
	人文系	4	4	0
	社会系	4	4	0
	自然系	4	4	0
外国語科目	英語	4	4	0
	選択外国語	2	2	0
学部共通科目		10	4	6
学科専門科目	学科共通科目	16	14	2
	領域専門科目	20	0	20
	実習科目	6	2	4
学科共通科目～専門関連科目及び教養学部内他学科開放科目		10	0	10
教養教育科目 外国語科目 保健体育科目 学部共通科目 学科専門科目 教養学部内他学科開放科目 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 留学等により他大学で修得し、本学が単位認定した科目		22	4	18
合 計		124	62	62